

令和元年度大磯町教育委員会第9回定例会議事録

1. 日 時 令和元年12月19日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時43分
2. 場 所 大磯町保健センター1階 保健指導室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
長 嶋 徹 委員
濱 谷 海 八 委員
仲手川 孝 教育部長
佐 川 和 裕 参事（歴史・文化担当）
佐 野 慎 治 町民福祉部長
山 口 信 彦 子育て支援課長
波多野 昭 雄 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
添 田 真 喜 （書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 3名
6. 付議事項
議案第16号 大磯町教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について
7. 報告事項
報告事項第1号 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対し意見を付すことについての臨時代理について
報告事項第2号 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
報告事項第3号 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン（素案）に対するパブリックコメントの実施について
報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
8. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、令和元年度大磯町教育委員会第9回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項1件、報告事項4件でございます。

本日は5名全員出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。現在、傍聴を希望される方がいますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。暫時休憩します。

～ 休憩 ～

教育長) 休憩を閉じて再開します。

【令和元年度第8回定例会の議事録の承認】

教育長) 「令和元年度第8回定例会の議事録」は、記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和元年度第8回定例会の議事録」については、御承認いただいたものとします。

【教育長報告】

教育長) それでは、11月定例会開催後の令和元年11月22日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。最近では、厳しい寒さを感じる日も増えてきました。神奈川県では、前シーズンと比べて3週間も早くインフルエンザの患者報告数が増加しているという状況により、12月12日にインフルエンザの注意報を発令しております。なお、町内の小学校においても、12月10日以降、インフルエンザに感染した児童・生徒が複数おりましたので、一部、学級閉鎖とした措置も行いました。10月12日から12月8日まで、郷土資料館にて所蔵する江戸時代から伝えられた「鳴立庵」の関係資料を一挙公開し、歴代庵主の事蹟を追うことによって、時代とともに変化した鳴立庵の役割や、鳴立庵と地域との関わりを考察することを趣旨とし、秋季企画展「鳴立庵」を開催いたしました。その他詳細につきましては、後ほど事務局よりご報告いたします。10月19日から12月1日まで、各地区の方々にもご協力いただき、「第66回おいそ文化祭」を実施しました。町の公共施設としては、生涯学習館、図書館、郷土資料館などを会場として開催しました。その他詳細につきましては、後ほど事務局よりご報告いたします。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。また、11月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。本日の報告は、以上でございます。

【議案第 16 号 大磯町教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について】

教育部長) 議案第 16 号『大磯町教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について』、提案理由の説明をいたします。本案につきましては、大磯町教育研究所設置条例の一部が改正されたことに伴い、施行規則の一部を改正することについて、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものでございます。詳細につきましては、学校教育課副課長に説明させますので、よろしくご審議のうえご承認くださるようお願いいたします。

学校教育課副課長) 付議事項議案第 16 号、大磯町教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。説明資料 2 ページの新旧対照表もあわせてご覧ください。こちらは、大磯町教育研究所設置条例(平成 13 年大磯町条例第 43 号)の一部がここで改正されたことに伴い、施行規則の「大磯町教育研究所」の名称を「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所」とする改正を行うものです。改正内容につきましては、「大磯町教育研究所」が「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所」に、「大磯町教育研究所運営委員会」が「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所運営委員会」に、「大磯町教育研究所研究部」が「大磯町横溝千鶴子記念教育研究所研究部」にそれぞれ改正されます。そして附則、この規則は、この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行します、といたします。説明は以上になります。

<質疑応答>

曾田委員) 適応指導教室の名称については、今どのような進捗ですか。

学校教育課副課長) この資料にはございませんが、我々は子供たちが通う施設のことを適応指導教室「つばさ」という名で呼んでいます。要は、適応指導教室という名称に、いろいろな御意見がありまして、実際にこちらを活用している保護者の中にもその言葉をつかわず、「つばさ」に行くという言い方をしているのが実態としてもございました。そこで、移転するに当たりまして、やはり文科省の法には教育支援センターというふうな呼び方をしているのですけれども、町の実情に合わせて、後は、各地の市町の事例も参考にさせていただいて、今教育支援室という、教育支援室「つばさ」という名称でスタートしたらよいのではないかという話も出ております。もし御意見があれば、伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

曾田委員) では、それでほぼ固まりということですね。決定ということで理解してよろしいですね。

学校教育課副課長) もしこの中で御意見があればですが、今お話したように、近隣の市町の例ですとか、実際の保護者、それから地域の方、それから今までにいただいた御意見を総合すると、適応指導教室というよりは、教育支援室という事で子供たちの成長を支援するという意味合いのお名前、ここで変えていければと考えておりますので、もしほかに御意見があればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

曾田委員) 全く問題ないと思います。

教育長) よろしいでしょうか。適応指導教室を教育支援室「つばさ」という方向で進めるということでございました。よろしく願いいたします。

教育部長) 来年の 1 月 7 日にオープニングを迎えます。そこで配布するパンフレットを作成しておりまして、そこには、新しい名称での案内なども、本日異論なければ、副課長から申し上げた名称で、パンフレットをつくりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

曾田委員) 全く問題ありません。

教育長) よろしいでしょうか。では、よろしく申し上げます。

<結果>異議なく原案どおり可決

【報告事項第1号 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対し意見を付すことについての臨時代理について】

学校教育課長) 報告事項第1号、「大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対し意見を付すことについての臨時代理について」説明をさせていただきます。本件につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の改正」ということで、10月17日に開催された第7回定例会では協議、11月21日に開催された第8回定例会では、町部局の総務課において、引き続き条文の改正案について調整をしている状況であったため、最終的な議案として町側が決定した後の事後報告という形をお願いしたいとお伝えしておりました。先月の第8回定例会の際の説明と重複しますが、最終的に議案上程した本条例の一部改正の内容につきまして、再度、説明させていただきます。お手元の資料の1ページをお開きください。教育委員会の関連といたしましては、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課の所管の分となりますが、まず、上段あたりになります。既に上位法令が廃止されている、「町史編さん委員会委員」、「町史編集委員会総括編集委員」、「町史編集委員会委員」、「町史執筆委員」、「青少年問題協議会専門委員」の区分を削除しております。また、下段あたりから2ページにかけての記載になりますが、「幼稚園長」、「郷土資料館長」、「生涯学習館長」、「大磯町教育研究所所長」、「青少年指導員」、「嘱託員・調査員・審査員・指導員・研究員・連絡員・協力員及びこれらに準ずる者」の区分を削除しております。こちらは、地方公務員法の特別職非常勤職員の要件が厳格化され、専門的な知識 経験等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行う者に限定されたことから削除しております。3ページから4ページは、改正となる条例の新旧対照表であります。なお、今回の改正は、複数の条例が対象となるため、個別の条例ごとの改正は行わず、「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例」とし、令和2年4月1日を施行期日とし、すべての関係条例を一括して改正したものでございます。12月3日付で、令和元年第4回(12月)大磯町議会定例会に町側から議会に提出された本議案につきましては、12月17日の本会議で審議された結果、賛成多数により可決されております。説明は以上です。

教育部長) 補足の説明を差し上げます。条例改正は、町長の提案になりますが、教育委員会の所管に属するものに関する条例改正は、教育委員会で町長に条例改正についての意見を付して提出するという事になっております。ただ、今回、先ほど学校教育課長からも説明があったとおり、前回の定例会において、まだ条例改正の内容も確定しておりませんでしたので、この教育委員会において意見を付する確定はできなかったということでございます。ですから、その後、町長で提案するに当たっては、教育長がいわゆる臨時代理という形で、教育委員会を代表して意見を付して、条例の改正にあたったという事になりますので、規定に基づきまして、事後報告になりますけれども、報告させていただいたという趣旨でございます。

<質疑応答>

なし

【報告事項第2号 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について】

学校教育課副課長) 報告事項第2号 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果につきまして報告いたします。文部科学省と神奈川県教育委員会から公表されたお手元の資料のとおり、全国・神奈川県の結果に加え、大磯町の状況をご報告いたします。まず、おめくりいただきまして、資料1「全国」の状況です。1『暴力行為』は国公立の小・中・高等学校の状況になります。発生件数は72,940件です。前年度に比べ、約9,615件の増加となっています。校種別では、小学校が約8,221件の増加、中学校が約618件の減少です。形態別では、「生徒間暴力」が最も多く占めている状況は変わりません。2『いじめ』につきましては、小・中・高・特別支援学校全体で、認知件数が543,933件、前年度より約129,555件の増加となっています。いじめの現在の状況で「解消しているもの」の件数の割合「解消率」は84.3%で、「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」の件数の割合「改善率」は99.7%です。3『不登校』につきましては、小・中学校の合計が164,528人で、前年度より約20,497人増加しています。不登校児童生徒数の在籍者数に占める割合「出現率」は、小学校0.7%、中学校になりますと、3.60%となっています。次に、おめくりいただきまして資料2「神奈川県」の状況です。1『暴力行為』の発生件数は、前年度より約594件増加し10,007件でした。小学校は前年度より497件増加して6,170件、中学校は前年度より約13件増加して3,277件でした。形態別では全国と同じく生徒間暴力が最も多くを占めています。2『いじめ』につきましては、認知件数が前年度より5,109件増加して、25,106件でした。今回も小学校の認知件数が中学校の認知件数を上回っております。3『不登校』につきましては、前年度より884人増加し、12,594人でした。最後に、資料3「大磯町」の状況です。まず、暴力行為の発生件数は、生沢分校を含め小学校では9件、中学校では47件です。全国や県と同じく、生徒間暴力が最も多くを占めております。今後も児童生徒同士の関係構築に向けた取り組みを求めていきます。いじめの認知件数は870件です。いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こる可能性があるものという基本認識を持ち、町や各校作成の「いじめ防止基本方針」に基づき、また2013年施行の「いじめ防止対策推進法」に則り、きちんと認知し、対応していくものです。続いて、不登校の児童・生徒数ですが、小学校は前年度より4名の減少で24名、中学校は1名減少しており26名となっています。学校では、教育相談コーディネーターを中心に、チームとして不登校傾向の児童・生徒を把握するとともに、必要に応じて関係機関を含めて協議して対応しています。学校教育課としましても、各月3日欠席調査や学期ごとの長期欠席者調査を行い、経営者会議や教頭会等でもそれらを共有しております。また、県による問題行動等短期調査により状況把握に努め、必要に応じて指導主事が学校に欠席の状況や対応について確認し、指導・助言を行っています。また、子ども本人の課題だけでなく、家庭にかかる状況がきっかけになる割合も高く、スクールソーシャルワーカーによる福祉的アプローチの必要性が求められるケースも多く、町採用のスクールソーシャルワーカーと、そのようなケースに現在対応をしているところでございます。これからも、校内では対応が難しいケースに関しては、外部機関との連携を積極的に進める必要があります。そして最後になりますが、9月に改修が終わり、移

転します、大磯町横溝千鶴子記念教育研究所の相談体制の強化のほうも進めてまいります。報告につきましては、以上です。

<質疑応答>

濱谷委員) 暴力行為でも、生徒間での暴力が多いということで、今大磯町のほうでは、その改善ということで、生徒間の関係改善の指導、あるいはその指導の方法の構築をしているというお話でございましたけれども、具体的にどんな取り組みをされているのか、その内容をお聞かせください。

学校教育課副課長) 些細な事からつい手が出てしまうという生徒間暴力の件数が何件かあると伺っております。学校としましては、道徳の授業の中でも子供たちの心を育てるという工夫をしておりますが、その他にも、日常生活、学校生活のあらゆる場面で機会を捉えて、子供たちに指導を繰り返し続けていくという取り組みを今も継続しております。以上です。

教育部長) 補足させていただきます。個別ケースの詳しいお話は少し控えさせていただきますけれども、もし些細な事から手が出てしまう、暴力に発展してしまったというケースに関しては、両者をきちんと呼んで話を聞きます。保護者にもきちんと伝えて、家庭でもお話していただくようにというお願いをします。そして、一つ一つのケースにつきまして、チームとして学校で対応しております。以上です。

長嶋委員) 家庭環境が複雑化して、いろいろな問題に対応しなくてはいけないので大変だと思いますけど、同じように対教師暴力とか、小学生で9件というようなことで、一つどんな例があるかなと思いますので、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

学校教育課副課長) 対教師暴力は、町で非常勤として採用している教育支援員に対する暴力もカウントしています。大磯町では、担任の先生以外に教育支援員を支援が必要なクラスに配置しております。いろいろな本人の課題、これからクリアしていかなくてはいけない課題もありますけれども、つい、かっとなって近くにいた先生に手を出してしまうという、そういう行為が昨年度もありまして、そのたびに担任の先生が、してしまった行為について本人が落ちついたところで話をすると、いうことを繰り返し行っているという状況がございます。以上です。

曾田委員) 今、全国のいろいろな小・中学校の問題がたくさん報道に出ておりますけれども、見ておりますと、報告が遅かったり、いろいろなことがあって、なかなか親と子供の心をつかんだことのないことがいっぱい横行しており、幸い大磯町はそういう事は今のところありませんけれども、これからも心の通ったアドバイスなり、いろいろな事をやっていけるような体制を、もう一度再確認してやっていければいいなと思っております。また、大磯町ならではの心の通った体制づくりをこれからもいじめやいろいろな問題で対応してもらいたいと思います。以上です。

教育部長) 本町も県内の市町の中では、いじめの件数が多い報告が来ています。これは逆に言うと一生懸命把握をしようとして認知をしているところもあると考えています。ただ、教師によって感覚がまだばらばらなところは感じております。やはり全ての教員に対して研修をする、これは議会でも一般質問をいただいた内容でございますけれども、やはり先生方全員が同じ意識を持っていないとこぼれてしまうケースも考えられますので、引き続き全ての教職員に対して、いじめの対応に向けた取り組みについて徹底させる必要があると感じております。以上です。

教育長) 議会の一般質問の中でもそういった質問がありましたから、特に小学校と中学校の違いは、小学校は学級で指導、中学校は教科で指導していますけれども、そうすると、複数の目で見るとか、ひとりの目ですと見るとかという違いがあります

ので、特に小学校の低学年では、情報共有が必要ではないかなということ。その他いかがでしょうか。

濱谷委員) 不登校のことについてお尋ねいたします。小学校、中学校の校種別で、不登校になる原因の1番目、2番目あたりの理由がわかれば、お知らせください。

学校教育課副課長) いろいろな状況が重なり合うという事もあります。情緒的に少し厳しいかなというところで、学校に来づらいというケースが件数としては多いと考えています。

教育長) という事は、全体的に心因的なものということですね。

濱谷委員) これは小・中学校が同じと考えてよろしいですか。

学校教育課副課長) 大磯町の傾向、30年以上の傾向の理由というところを見ますと、同じような傾向で、やはり心理的に、家庭的なものもありますが、やはりそこが大きいかなと、傾向として捉えております。以上です。

濱谷委員) 生徒間の人間関係というのはいかがでしょう。暴力行為は生徒間が多いので、不登校も生徒間のトラブルが原因になって不登校になってしまうという事は考えられませんか。

学校教育課副課長) 生徒間のトラブルに関しては、すぐにその場で教員が対応するという事を心がけておりますが、ケースとしてはなくはないんですけれども、やはりどちらかという心因的な理由が、それよりも多いかなという傾向がございます。

濱谷委員) なくはないという事ですね。

トリー委員) 生徒間のものというのは、見えない数字というのもこの表とは違っているかと思えます。要するに大人・親・学校側が認知できていないというのがあると思うので、その辺をどう救っていくかという問題もあると思えます。あと、心因的というのは、教師からというケースもないとは言えないので、例えばそういう事が小学校のときにあると、それを引きずって中学に入ってもトラウマみたいに続くというケースもあるので、教員の資質という部分で、研修も一層力を入れていただきたいと思えます。あとは、教育研究所も移転しますので、そこをどの程度うまく利用していけるかというのが、これからの課題になってくるかと思えますので、ぜひ力を入れてやっていっていただきたいと強く要望いたします。よろしくお願いたします。

【報告事項第3号 第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン（素案）に対するパブリックコメントの実施について】

子育て支援課長) 子育て支援課 山口です。第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン（素案）に対するパブリックコメントの実施について説明いたします。それでは、簡単に計画素案の概要について説明いたします。3ページをご覧ください。

「1 計画策定の趣旨」は、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援関連3法」が制定、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されております。これにより国は、必要な教育・保育ニーズに合わせた支援や放課後児童に対する取り組みなど、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図ってまいりました。これを受ける形で、町は、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」を策定し、子育てで選ばれる町を目指し、子ども・子育て世帯のニーズに対応するサービス提供を進めてきました。この「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」は、将来の大磯町のまちづくりを担う町の子どもたちが笑顔でかが

やき、また、保護者の皆様が生き生きと子育てできるまちとするため、第1期計画を継承し、子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するための施策を体系的にとりまとめ策定するものです。「2 計画の位置づけ」でございます。国の法令や県の計画、そして町の関連する個別計画との整合、連携を図りながら本計画の事業を推進してまいります。令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正する法律」が成立し、市町村は子どもの貧困対策にかかる計画を策定することについて「努力義務」とされたことに伴い、関連する経済的支援などの町施策を継続的に実施し、子どもを取り巻く環境の変化や社会の変化を注視しながら、子どもの貧困対策を包含した計画としてまいります。「3 計画の期間」になりますが令和2年度から令和6年度までの5年間としていきます。4ページに移りまして「4 基本理念」は、第1期計画の「子どもたちの、未来をひらくまち、おおいそ」を継承してまいります。これは「ニーズ調査」において、さらなる子育て支援策の充実や子育て環境の向上を求める意見や要望が示されていることから、第2期計画においても第1期計画の基本理念を継承し本計画の子育て支援施策を推進してまいりたいと考えております。さらに、「5 基本的な考え方」は3つの基本方針を軸にして事業を進めてまいります。まず、「基本方針① 安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進」について「基本方針② 家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進」、「基本方針③ 多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実」でございます。以上の「基本理念」と「基本的な考え方」を受け、「6 基本目標」として、「基本目標1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり」「基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」「基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり」「基本目標4：地域が支える子育て環境づくり」「基本目標5：子育てと仕事の両立支援」「基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援」、以上の6つを掲げます。次に子ども笑顔かがやきプランの表紙をおめくり下さい。目次により体系を説明しますが、第4章が大磯町の子育て世代を取り巻く現状と課題、第5章が施策の推進、第6章が子ども・子育て支援新制度の推進となっております。計画の大きな課題となっております。第7章の量の見込みと確保方策について、説明させていただきます。素案の13ページ、14ページをご覧ください。幼稚園・保育園等の現状です。14ページの幼稚園等の利用状況です。町内には、公立幼稚園が2園と私立（新制度移行園）1園、幼保連携型認定こども園の私立が2園あり、管外の施設を利用する児童と利用施設数を含めた状況となっております。平成27年度の3歳、4・5歳児の利用児童数は、545人でしたが、今年度の利用児童数は435人に減少しています。また、大磯町以外の管外の幼稚園等を利用している児童は、108人になります。次に、15ページの「保育園等の利用状況」ですが、町内には、認可保育所は公立が1園、私立が1園、幼保連携認定こども園の私立が2園、小規模保育事業所が1園あります。平成27年度の町内の保育定員は218人、管外を含めた0歳から5歳までの利用児童数は、277人でしたが、今年度の町内保育定員は、338人、利用児童数は、360人と増加の一途をたどっております。表中にはありませんが、第1期計画中の待機児童数は、平成27年度から平成29年度までは、18人、平成30年度は、13人、今年度は21人となっております。待機児童対策は、第2期プランの中でも大きな課題と捉えています。74ページをご覧ください。3歳から5歳の幼稚園・認定こども園（教育部）の

量の見込み、確保策になります。中段の表に記載もありますが、利用実績から算出した量の見込みは、令和2年度で353人、令和6年度で340人となり、現状の施設・定員でニーズが満たせる状態にあります。しかし、増加傾向にある保育ニーズに注視し、既存施設の活用を図った上で、さらに公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、1園を認定こども園へ移行する計画（定員の段階的見直し含む）となっています。75ページをご覧ください。3歳から5歳の保育所等になります。量の見込みは、令和2年度で223人、令和6年度で261人となり、現状の施設・定員ではニーズが満たせず、待機児童が発生する状態になることが予想されます。74ページと同じように既存施設の活用を図った上で、1園を認定こども園へ移行する計画（定員の段階的見直し含む）となっています。76ページをご覧ください。0歳から2歳の保育所等になります。量の見込みは、令和2年度で0歳児が23人、1～2歳児が126人となり、令和6年度で0歳児が21人、1～2歳児が117人となります。現状の施設・定員において、0歳児はニーズを満たすことは可能ですが、1～2歳児についてはニーズを満たせず、表の下段「需給差②－①」にもありますように待機児童が発生する状態になります。小規模保育事業所・認定こども園（保育部）の定員拡充を図りながら認定こども園へ移行する計画で待機児童対策に取り組んでいきたいと考えております。待機児童を解消し、保育定員の拡充により、子育て世代の流入を促せる。第2子、第3子の出産につなげることができること、また、女性の就業率の向上や就業に伴う税収の増加など様々な事業・取組みへの効果も期待できるのではないかと考えております。今後のスケジュールといたしましては、12月12日から1月10日までがパブリックコメントの実施期間となっております。意見の反映状況などを議会、教育委員会に説明し、2月、3月の子ども子育て会議において審議、答申していただく予定となっております。説明は、以上です。

<質疑応答>

長嶋委員) パブリックコメントを実施しているということで、今は素案ですけれども、その後の行程として、いつまでに計画が設定されるという、そういう時間的なスケジュールを聞かせていただきたいです。

子育て支援課長) 1月10日までの期限でパブリックコメントを実施し、その意見を反映させまして、計画案を審議していただいて、議会や教育委員会に報告しながら、最終的に3月に子ども・子育て会議のところで審議をしていただいて、3月の町の政策会議で決定してまいりたいと思います。

教育長) パブリックコメントの結果を見て、その意見を反映させながら進めていくということですね。

子育て支援課長) はい。

教育長) よろしいでしょうか。

長嶋委員) わかりました。

【報告事項第4号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について】

生涯学習課長) 報告事項第4号、教育委員会関連事業の実施及び結果報告についてご説明いたします。はじめに、「第66回おおいそ文化祭の実施結果について」説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。第66回おおいそ文化祭は、11月23日から24日の2日間を中心に生涯学習館、図書館などの町施設で、また、10月19日から11月3日まで各地区会館で開催いたしました。「おおいそ美術展」

は、11月29日から12月1日にかけて郷土資料館を会場に開催し、32作品の出展がございました。産業能率大学との連携事業である、小中学生による「写生会と絵画コンテスト」優秀者の表彰、また、作品の展示も行っております。参加団体は、30団体、来場者数は2,330人でございます。会場ごとの参加人数等につきましては、表に記載のとおりでございます。次に、「令和元年度文化財消防訓練の実施について」説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。大磯町では、平成21年3月の旧吉田茂邸の消失を契機に、毎年、文化財消防訓練を実施し、貴重な文化財の防火に努めております。本年度は文化財消防訓練を開始してから10年目の節目を迎えることから訓練を開始した意義を再認識し、防災意識を高めることを目的として、旧吉田茂邸において実施いたします。訓練は、令和2年2月1日の土曜日に、教育委員会生涯学習課、消防本部、消防署、消防団本部及び第4・第5分団が主体となり、大磯城山公園管理事務所の協力を得て行います。説明は以上でございます。

郷土資料館長) つづきまして、秋季企画展「鳴立庵」の実施結果についてご説明いたします。資料3・4ページをご覧ください。本展示は、郷土資料館今年度の第2回企画展として10月12日から12月8日までの間、開催いたしました。なお、10月12日と13日は、台風19号の影響により臨時休館といたしました。今回の企画展は、3.の趣旨にありますように、鳴立庵関連資料を一挙公開することを目的とし、4.に記載の内容で展示を構成いたしました。会期中の入館者は5,344人で、1日平均113人余りの方が来館されたこととなります。

<質疑応答>なし

【その他】

・学校給食施設整備事業【中学校費】について（報告）

教育部長) 学校給食施設整備事業、中学校費におきまして、予算案がお認めいただけなかったということでございます。本日資料を配付しております。恐れ入りますが、資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。網掛けになっている部分、12月2日、令和元年大磯町議会12月定例会、こちらにおきまして、議案第58号として、今申し上げた中学校給食の基本設計委託費を含む一般会計の補正予算が結果的に否決となってしまったということでございます。その後、給食費を除いたほかの予算につきましては議会最終日に補正予算という形で可決をしておりますが、給食費につきましては計上していません。中学校給食の予算提案に至るまでの経過につきまして、改めて1ページに記載しております。新しい委員の方もおられますので、改めて御説明しますと、平成31年2月5日に、中学給食検討会から、検討した結果、町立中学校給食の望ましい実施方式は自校式であるという意見を教育長あてにいただきました。その後、2月21日の第11回教育委員会定例会におきまして、教育委員会としても、町立中学校給食は自校方式とするという結論に至りました。その後、3月28日、これは町の政策会議で、町長を初めとする幹部会議でございますが、中学校給食については自校方式とするということで、町としての意見が決定しました。ただし、今後どのようなスケジュールで建設していくかにつきましては、別途、引き続き協議をするという結論となっております。その後、議会におきましては、6月議会、9月議会、合計で延べ8人の議員から、中学校給食の主にスケジュールについて質問をいただきまして、その都度取り組み状況について御説明をしております。4月以降、教育委員会事務局にお

きましては、先進事例の学校の視察や、事業者から見積もり聴取、また、工法について、さまざまな専門家からの意見等々をヒアリングして、庁内におきましても、財政当局と財源調整についての協議をしておりました。その結果、2ページ目をおめくりいただきまして、10月8日の第6回大磯町政策会議、こちらにおきまして、財源調整の目途もつきましたので、中学校給食のスケジュールについて、町として承認をいただいたというところでございます。この内容につきましては、10月17日のこの定例会で御報告を申し上げたとおりでございます。そして10月28日に議会の福祉文教常任委員会協議会におきまして、中学校給食の再開に向けた今後のスケジュールと称して、資料は本日の資料の後ろにつけてございますが、これは第7回教育委員会定例会でお示しした内容と同じ内容でございます。こちらで議会にスケジュールについて報告した形で、スケジュールとあわせて、概算費用が9億1,800万円という、現時点での見込みである説明を申し上げたところでございます。この9億1,800万円につきましては、昨年度実施しました、株式会社長大の調査報告ですと大体自校式の場合は概算で5億7,000万というような数字が出ておりましたので、大分乖離があるという事で、事前に総務建設常任委員会の委員長からも、当日この会議の金額が乖離しているところについては、きちり説明をなささいというような指示もいただいておりますので、当日、この9億1,800万円になった理由について、口頭ではありますが、議会に説明を申し上げております。そういった経過を踏まえ、11月28日に議案として1,463万円を基本設計委託料として提案をしたところ、12月3日に、先ほど申し上げたとおり否決になったというところでございます。否決の理由としては、議会に対する説明が不足しているのではないかとというようなことが主な理由とされております。そういった経過を踏まえまして、現在改めて町としてどうするかと検討したところでございますが、これにつきましては、議会で次の定例会が2月中旬から始まるのですが、閉会中の審査事項に位置づけられまして、福祉文教常任委員会において、引き続き協議をすることを予定しています。そのため、現在日程を調整しておりますが、1月末あたりに、福祉文教常任委員会が開かれますので、そこで、これまで4月以降教育委員会がどのような検討をして、どのような調査をしたか、その概要について、改めて議会に御報告をさせていただくという宿題をいただいておりますので、その場で改めてこれまでの教育委員会の取り組みについて、御報告をさせていただくという所でございます。その内容につきまして、また内容もまとまりましたら、この教育委員会の定例会におきまして御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。報告は以上でございます。

教育長) 中学校給食の設計の補正予算が否決されたという事で、それまでの経緯等の説明が今部長からあったわけですが、これに対して御質問等があればお願いたします。

曾田委員) 否決された経過等を聞かせていただきました、当初、子供たちのためにできるだけ早く準備をして、そういう体制でと聞いておりましたので、今回どうしてこういう経過になったのかなというのは、教育委員としては疑問があるのですが、経過を今聞かせていただきましたので、できるだけ次の体制にという気持ちではおりますが、子供たちに対して給食がない間はどのような対策を考えておられるか、あるいはこれから何か考えがあるのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

学校教育課長) 今の学校の状況ですが、中学校2校の校長先生に確認を取っていますが、実際には学校で今ほとんどのお子さんがお弁当を御家庭から持ってこられており、コンビニ等から買ってくるのも許可しており、それはどのくらいいるかという確認をしたところ、実際には1人か2人くらい学年でいるとのこと。今後そのような方が増えてくるのであれば、検討していかないといけないと考えています。

曾田委員) そうすると、例えば早く中学校の給食をみんなで統一して実施するか、その期間の対策は特に考えてなく、当面今の体制で行くような感じでしょうか。

学校教育課長) 今のところ、近隣の状況を確認しながら、対応策を模索している状況でございます。

濱谷委員) 新しい課題にという事で、経過を報告いただきました。ありがとうございました。聞いていまして、平成31年からの新しい給食検討会、そして、教育委員会、そして政策会議で給食は自校方式として設計をする、そして以下8人の議員の先生たちから学校給食、いつ実施されるのかスケジュールはどうなっているのかというような質問があったんだとお聞きいたしました。そして工程表は、令和5年度4月から自校方式の給食がスタートしていくという目標があり、会議も重ねてこられ、検討を重ねてきたという事を十分確認をいたしました。そして、部長は説明不足が一つの原因で否決されたのではなかろうかと分析をされておりますけれども、どんなところが説明不足だったのかお聞かせください。

教育部長) 大きく2点あるかと思います。新聞等で報道されている内容は、まず、金額の問題です。昨年実施したどのような方式にするかという、方式を検討するための調査には自校式の場合は、約5億7,000万円という金額を出しました。ただ、あれはあくまでも比較検討するための概算費用でございまして、細かく付帯工事等が一切入っていない数字でございました。ですが、実際にその後事務局で業者等とのかの見積もり、また、実際に想定される場所に施設を建設する場合に必要なものを見込んだ場合、約9億1,800万円程度かかるというところでこの数字をお出ししたところ、その差額についての説明が足りていないのではないかという御意見をいただいたのが、報道等では言われている部分でございまして。実際に口頭で御説明しましたが、それだけでは納得いただけなかったということでございます。また、これは報道にはなかったのですが、特に一部の議員から言われたのが、国府中学校の給食室の設置場所についてで、基本的には校舎南棟のさらに南側のグラウンドとの間の空き地に施設をつくるという見積もりを取っていますが、基本設計の中で課題をそこで解決していきましようというところではありましたが、その場所は適当ではなく、南棟と北棟の間の空間でできるのではないかという御意見も一部出されています。そういったところの詰めがまだできていないのではないかという中で、予算をつけるのはいかがなのかというような御意見をいただいております。ただ、これは最終的には、これは教育長からも、基本設計をして行く中で、整理をして行きましようかと答弁もいただきましたけれども、最終的には御理解いただけなかったというところで、まだ、じっくり予算をつける前に検討すべきという御判断をされた議員も何人かいたと感じたというところがございます。以上になります。

濱谷委員) 国府中学校での設置の場所がまだ明確にされていない、合意が得られていないというお話でしたけれども、基本設計の中でこの場所が検討していくという付帯事項みたいなものがあつたと理解してよろしいですか。

教育部長) 一般質問の答弁でも、まずはその南につくる案で検討させていただきたいと答弁の中でも入れていたつもりでしたが、その案ありきだというところを御指摘されています。当然、場所をある程度想定しないと見積もりが出せませんので、そういった前提のもとに進めておりましたが、議員との認識の齟齬が強かったかなと考えています。

曾田委員) そうしますと、現在の案が否決されているわけですから、将来この案をさらに続けようとするのか、あるいは新たな対策についてはどのようにお考えですか。

教育部長) 1月に閉会中の審議というような形で、福祉文教常任委員会が正式に開催されますので、その場で、まずは教育委員会として今回の予算要求に至った理由と経過について改めて御説明して、議会の御意見をいただいた中でどのように進めて行くのか考えていくというところです。

曾田委員) そうすると、新たな構築を考えているという事になれば、という理解でよろしいですね。

教育部長) 場所の問題かとは思いますが、これまでの調査結果を踏まえると、まずは、南側が一番妥当だという結論で、それを調査しましょうというところですが、その調査の結果で御理解いただけないなら、またほかのというような流れで来ておりますので、まずはそれを説明させていただくというところです。

長嶋委員) 私も今までの経過で気がつく部分では、どの議員さんもスケジュール的に、もっと早くできるだけできないかというような御意見が出てきたというように理解しておりますけれども、今回の予算に関して、当初予算とかなり乖離があるというところで、今、説明があつたように、そういう部分をやはり議員に理解していただくような説明をして進めていくということがいいのかなという感じがいたしました。

濱谷委員) 長嶋委員がおっしゃいましたように、やはり自校方式で大磯の学校給食をやるんだ、大磯の子供たちのためにしっかりと食育を与えていくんだという形で、議会も行政も一緒になっていると思います。そういう意味で、子供たちのために当初の開設をする日程に鋭意努力をして進めて行っていただきたいと思います。同時に、建設云々という議論もありますけど、もう一つ大切なのは、やはり大磯の二つの中学校における食育がどうあらねばならないのか。大磯らしいという言葉が盛んに使われております。だから、地産地消の学校給食を提供していこうとか、そのためにはどういう食材があるのか、こういう議論も同時に進めて行かなければならない。ですからこういう財政の財政難の中でのお話も理解はできますけれども、もう一方は食育、これを考えていってほしいという事を強く思っているところでございます。以上です。

トーリー委員) 私も濱谷先生と同じですが、この場所がベストであろうという事をどこまで説得力をも持って推せるかという点もあると思うので、もしもそうではない形というときに、また見積もりが変わってくるとか、そういう事も全くないとは言えないので、幅を持たせて説明できるような体制を取って望んでいただけたらと思います。そして、1日も早くはもちろんです、かといって急ぎ過ぎ

ずに、ゆっくりし過ぎずに粛々と進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

教育長) 私が感じたのは、議会でも自校で進めるという事に関しては一切問題がないのですが、大事な給食だからしっかりと考えろよということで説明が不足しているのではないかと御指摘だったのではないかと考えています。今後、丁寧に説明をして行く中で、大磯らしい、いいものをつくりたいと考えております。

・大磯中学校からの要望について

トーリー委員) 給食とは関係ありませんが、大磯中学校の要望が来ているのかと思います。理科室、美術室、音楽室で、Wi-Fi 環境として、タブレットが今まで使えていたものが使えないとあり、業者が変わって契約形態が変わったら使えなくて非常に困っていると伺いましたが、どうなっていますか。

学校教育課長) Wi-Fi の件の報告を受けておりますが、今、業者に確認を取っているという段階です。早期に改善できるように進めたいと思います。

トーリー委員) ぜひよろしくお願いいいたします。

・事務連絡

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、1月23日、木曜日、午前9時30分から、保健センター1階保健指導室で開催予定です。午後からは、1月7日にオープンしました大磯町横溝千鶴子記念教育研究所の訪問を予定しております。以上をもちまして、令和元年度大磯町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ありがとうございました。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和2年1月23日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____